

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		さくら損害保険株式会社		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.sakura-ins.co.jp/business_policy.php		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.sakura-ins.co.jp/topics/239/		
原則	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正な業務を行い、顧客の最善の利益を追求するべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。 取組方針3 お客様の立場に立った保険金の支払いに取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針1～3
	(注) 金融事業者は、顧客と取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を追求することにより、自らの安しき業務運営と顧客の利益につなげていくことを目指すべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。 取組方針3 お客様の立場に立った保険金の支払いに取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針1～3
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ決定すべきである。	実施	取組方針5 利益相反の適切な管理	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針5
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事項が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨を行う際に、当該商品の提供から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、当該商品の運用先として、当該運用部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	取組方針5 利益相反の適切な管理	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針5
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、各目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の計算を、当該手数料がどのようなサービスの対価に関するものかを明記し、顧客が理解できるように提供すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客の心情的な対称性があること除き、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針1・2
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利便(リスク)・損失その他の他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の構成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの決定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・ 顧客が販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針1・2
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に知らせるとともに、パッケージ化する場合はどのような場合に顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注2)(注3)は手数料等の情報を提供する場合はおいても同じ)。	非該当	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。
	(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確・平易であって、誤解を招くことのない適切な内容の提供を行うべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針1・2
	(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの提供に際しては、適切な情報提供を、分かりやすく行うべきである。事前にリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客に対して同様の商品の内容を説明することが必要なよう、同様の商品の内容を説明し、リスクやコストの異なる商品と基本的な特徴を説明し、お分かりやすいような情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。
(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報の重要性に応じて適切な注釈を添付し、注釈については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針1・2	
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的のニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの提供、販売・推奨等を行うべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針1・2
	(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を把握した上で、顧客のライフプラン等を踏まえた上で、顧客の資産状況や投資性商品の適切な取扱い、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各商品の詳細を踏まえて事前に、当該商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売等において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。
	(注3) 金融商品の構成に携わる金融事業者は、商品の構成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定し公表するとともに、商品の構成に携わる金融事業者に対して、当該商品が提供されるよう留意すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。
	(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引顧客を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に即し、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。	投資性商品の取扱いはないため、非該当となります。
(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の特性等に係る理解を深めるとともに、顧客に対して、その属性に即し、金融取引に関する基本的な知識を授けられるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針1・2	
原則 7	【従業員に対する適切な監督体制の構築】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な監督体制の構築や適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	取組方針4 お客様本位の業務運営方針と位置づけ、社内への浸透を適切に取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針4
	(注) 金融事業者は、各原則(これらに付随している注を含む)に即して実施する内容及び実施しない内容に即して実施する内容について、これらに携わる従業員に通知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	取組方針4 お客様本位の業務運営方針と位置づけ、社内への浸透を適切に取り組みます。	「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組状況(2023年度)方針4

【問合せ先】

部署

さくら損害保険株式会社 総合企画部

連絡先

電話番号03(6863)4596